

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和2年1月28日（火）

開 会（午前10時0分）

【議 事】

○特定事件「農業・商業・工業について」

- ・所沢市農業振興地域整備計画について
- ・所沢市都市農業振興基本計画について

【概要説明】

石原委員長

特定事件「農業・商業・工業について」のうち、「所沢市農業振興地域整備計画について」及び「所沢市都市農業振興基本計画について」を議題といたします。なお、本日、執行部より補足資料の追加がありますので、今からお配りしてよろしいか。

（委員了承）

（資料を配付）

青木農業振興
課長

所沢市農業振興地域整備計画の目的と概要について御説明いたします。農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興を図る必要があると認められる地域を保全し、農業の健全な発展と限られた国土を合理的に利用するというを目的としております。

農業振興地域整備計画は、埼玉県の基本方針に基づき、概ね10年先を見据えた優良な農地の保全と農業振興地域内の施策を計画的に進めるため、埼玉県と協議のうえ市で定めるものです。この計画は、農用地利用計画と農業の振興に関する計画いわゆるマスタープランの2つで構成されております。農用地利用計画では、市内の農業振興地域内の土地利用を区分し、その施策の方向性を示しております。また、農業の振興に関する計画いわゆるマスタープランでは、農業振興地内の施策の方向性を示しています。

前回の改定は平成9年であり、その後の農業者の高齢化や、担い手不足といった社会情勢の変化が顕著になっております。平成29年度には、農業、商業、工業、観光業が一体となった地域活性化の取り組みを示す産業振興ビジョンが策定され、農産物のブランド化や、六次産業化の取り組みが明確になるとともに、産業系土地利用転換の進展など、各種計画やビジョンとの整合性を図っていく必要もあります。平成30年度に農家への意向調査、また一筆調査等の基礎調査を実施し、計画に反映いたしました。

計画改定のスケジュールについて、これまでパブリックコメント、市民説明会、農業振興地域整備促進協議会等で意見を伺いながら作成を進めてきたところです。今後は、埼玉県との協議に入り、4月の策定を目指していきたいと考えております。なお、今回の改定に伴い、農振除外等の申し出を一時的に停止しています。

次に、平成30年度基礎調査についてです。農用地利用計画作成に向け

た基礎調査では、土地利用の動向に関する一筆調査として、農業振興地域内の約20,000筆を一筆ごとに調査し、現状と相違がある農用地区域を一筆ずつ明確にしていきました。また、農業の振興に関する計画（マスタープラン）の作成に向けた調査では、農家への意向調査を約1,200軒の農家に対して実施いたしました。

次に、本計画のポイントについて、先ほど申し上げました一筆調査の結果やほかの計画等を踏まえ農整合を図っていくものです。農業の振興に関する計画（マスタープラン）ですが、冒頭に申し上げたとおり、社会情勢やほかの計画等々、意向調査の結果を踏まえて改定を行ったところです。

農用地利用計画について、農業振興地域内の農地は約1,650haでして、いわゆる青地と白地と言われるものです。今回の改定で、市内に集団的に存在する農用地約1,000haが農用地区域いわゆる青地となる見込みです。少し小さいのですが、地図上に緑色で着色しているところが本計画で指定している市内の農用地区域です。土地利用推進エリア及び土地利用検討エリア旧暫定逆線引き地区の方向性については、同時に改定が進められている所沢市都市計画マスタープランとの整合を図っております。

農業の振興に関する計画（マスタープラン）については、都市近郊という恵まれた立地にある本市の特徴を踏まえ、農業振興に関する方針を掲げております。具体的に申し上げますと、地産地消などを進める農のあるまちづくり、農業の高度化、高付加価値化を目指す「農、商、工連携」「六

次産業化」、新規就農者の受け入れや農福連携による担い手の確保についての方向性を示しております。

参考までに専業農家、兼業農家について申し上げますと、専業農家とは、1年間で30日以上雇用されて仕事に従事した者が1人もいない世帯農家、第1種兼業農家とは農業所得の方が兼業所得よりも多い者が世帯で1人以上いる農家、第2種兼業農家とは兼業所得のほうが農業所得よりも多い者が世帯で1人以上いる農家と定義されております。農林業センサス2015年では、本市の総農家数は1,516経営体、農家人口は4,551人となっております。専業、兼業農家数は、専業農家が381経営体、第1種兼業農家が105経営体、第2種兼業農家が363経営体となっております。総農家数が1,516経営体ですので、残りの669経営体がいわゆる自給的な農家ということになります。面積等について、個々のデータ等はありませんが、参考までに経営耕作面積別規模で申し上げます。最も多いのが、0.5haから1haで246経営体、最も面積が大きいのが5haから10haで2経営体となっております。それぞれの平均所得は、同じく農林業センサスの農産物販売別農家数によりますと、自給的農家を除いた最も低い金額の50万円から100万円という販売額の農家が90経営体、最も高い区分の1,500万円以上という経営体が25経営体、この中で一番高いところで5億円以上が1経営体となっております。参考までに、最も多い層が300万円から500万円が92経営体となっております。主な従事者の平均年齢は、農林業センサスによると、本

市の農業従事者の平均年齢は60歳となっております。

また、遊休農地に関して、所管である農業委員会に確認をしております。

まず、20年前から現在までの遊休農地の面積については、平成11年は20万2,596㎡、未是正の面積については5万5,904㎡です。平成16年の遊休農地の面積は22万4,165㎡、未是正の面積は5万9,656㎡です。平成21年の遊休農地の面積は39万8,243㎡、未是正の面積は6万5,176㎡、平成26年の遊休農地の面積は52万7,872㎡、未是正の面積は8万8,334㎡です。令和元年の遊休農地は95万367㎡、未是正の面積は15万431㎡です。市内に住所が無い遊休農地の地主の件数については、平成21年度は8件で1万7,977㎡、平成26年度は14件で2万483㎡、令和元年度は32件で5万8,578㎡となっております。平成21年度より以前については把握していないとのことです。

また地産地消の取り組みについて、農産物直売所のガイドマップ作成や農業団体の協力のもと、新茶まつりや農業祭などのイベントの開催を継続的に行っているところです。地元農産物の消費拡大を推進するために、平成15年度から地産地消推進事業を開始しており、市内で生産された安全安心な農産物のPR、イメージアップを図っているところです。具体的な取り組みですが、平成22年から所沢農産物をよりおいしく食べてもらうために、西武学園と連携し地産地消のレシピの作成を開始したところです。御協力をいただいている西武学園とは平成26年から官学連携の協定

を結んでおります。平成24年度については、茶業協会の協力のもと、狭山茶を急須で飲む良さを知ってもらうために、中学生を対象とした淹れ方教室の事業を開始しております。平成25年度には、同じく農業団体の協力のもと、所沢駅構内において駅利用者に所沢農産物をPRするために、農産物販売イベントを開催しております。平成26年度にはメニューの考案と、料理を通じて農産物のおいしさを知ってもらうことを目的に、所沢農産物親子料理教室を開催いたしました。平成27年度については、収穫体験を通じて農産物のファンになってもらうために、体験学習型所沢農産物PR事業を開始しております。平成28年度には平成27年に閉店となっていました「とことこ市」について、市役所別館前と元町コミュニティ広場においてイベント形式による事業を開始しております。平成30年度においては、料理コンテストの参加人数が減少してきたという背景もあり、郷土料理を体験して農産物を知ってもらうということで親子料理教室を実施しております。今年度については、所沢農産物の販売を駅構内で行えなくなったこともあり、所沢シティマラソン大会の多くの参加者に、PRのため副賞として農産物の贈呈を行いました。

なお、参考までに直売所のガイドマップについては、平成21年度では127件の登録でしたが、今年度については147件の登録数に増えております。また、「とことこ市」の売上を申しますと、こちらは天候で左右されますので参考までということで申し上げます。平成28年度では売り上げの総額が597万9,000円でしたが、平成30年度は690万4,

000円ということで、92万5,000円ほど売り上げは伸びている状況です。

次に、農業振興地域の新旧エリアについて御説明いたします。農業振興地域は埼玉県が定める区域であり、この度の計画改定においての変更はありません。農業振興地域内の農用地区域については、公衆用道路の建設により農用地区域から除外するもの137筆、また過去に除外申請が出され除外したものの、農地として現在でも利用しているということから農用地区域への編入が見込まれるものが26筆など、こうした公共事業を含め整理をしているところであり、現在、埼玉県と調整を行っています。図面の見方としては一筆ごとに見ていく形となります。例えば具体的な公共事業として、東部クリーンセンターは平成9年の改定以降、農用地を大きく除外した箇所になります。そのほか大きいところとしては、東京狭山線です。こちらについても、この見直しで農用地から道路に変更ということで除外しております。そのほか道路で言えばセットバックなどについてはこれまで除外しておりませんでしたので、今回の見直しで除外しております。

【質 疑】

大石委員

越谷市が行っている、いちごのような政策的な取り組みが必要ではないか。また、抹茶の状況はどうか。

青木農業振興

越谷市については、現在でも農地の約7割が水田という状況です。平成

課長

10年には、焼却施設の隣に廃熱を利用した「越谷市農業技術センター」を建設し、その熱を利用して農業に関わる試験、研究を行っている状況です。越谷いちごタウンについては、隣接する水田を転作して1.9haの敷地を使い、平成25年度に事業費約2億5,000万円をかけて温室ハウス8棟を建設し、平成26年にオープンしたものです。利用者は年間約3万人、売り上げは約6,100万円と聞いております。また、抹茶について、平成30年度に碾茶用の抹茶を作るために、茶園に対して被覆するための資材購入の補助をした件についての御質問かと思えます。補助後は、平成31年度における抹茶の生産量7.5キロを狭山市の抹茶工場に持ち込み生産をしたと聞いております。現時点においては、販売等は行っていないということです。

西沢委員

農用地が1,650haで農用地区域が1,000haと書いてあるが、先ほどの説明だと650haが紫色の部分ということか。

青木農業振興

課長

委員御指摘のとおり、先ほど農業振興地域のエリアとして前回と変更はないとお伝えしましたが、農地は1,650haです。図面上の紫（集落介在地）、黄（当初除外地）、水色（大規模流通業務施設設置区域）を併せて650haとなります。

西沢委員

650haの農用地区域以外のところというのは、どういう位置づけ

で、同じ農用地の中に入っているわけだが、取り扱いにどんな違いがあるのか。

青木農業振興
課長 約1,000haの農用地区域と言いますのは、集団的な農地ということで、法的な制度に基づいて規制をかけている場所となります。そのほかの650haについては、農業振興地域というエリアに入っておりますが、農振法上の規制がかかるような農地ではありません。

城下委員 関連で、先ほど青地、白地という説明があったが、そもそも1,650haの農用地が青地という解釈でよいのか。白地というのは何か、もう一度その辺を説明していただきたい。

青木農業振興
課長 資料の地図と同じ地図の拡大版を掲げて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員長了承)

青木農業振興
課長 先ほど農業振興地域のエリアは変わらないと御説明させていただきました。その中で、農地の位置づけというのがあります。一番規制の強いところが緑色の部分になり、これがいわゆる青地、農用地区域の農地と言われております。これが10ha以上の集団性を持っているような農地で、簡単に農地転用ができない一番規制が強い農地です。

続きまして白地について御説明させていただきます。650ha という中でも黄色の表示が幾つかあります。これには、昭和49年にこの計画が策定された当初から分家住宅をつくるなどの目的があつて計画から除いて欲しいと農家の方から言われていた場所です。

そのほか紫色になっているところも農地ですが、これは集落介在地で、平成4年の改正の時に、周りが住宅地に囲まれており集団性が認められないということで除外したもので、これも650haの中に含まれております。また、浦和所沢線沿いの水色の表示、これは大規模流通業務施設設置区域に位置づけておりまして、こちらも農業振興地域ですが、いろいろな土地利用が図れるであろうということで平成3年に青地から白地に変えております。つまり白地というのは、この図面で言いますと黄色、紫、水色の部分です。

城下委員

そのトータルの面積が白地はいくらあるのか。650haか。

青木農業振興
課長

すべての色を合わせますと1,650haです。

城下委員

青地を抜くと、白地の3色の色のところは650haという理解でよろしいか。

青木農業振興
課長

その通りです。

城下委員

先ほどの説明の中で、除外をするエリアというところで、東部クリーンセンターと東京狭山線にかかっていた農地を今回除外するというので、それぞれできてから例えば東部クリーンセンターなんかは16年くらい経っていると思うが、前回の改定が平成9年なので、これは法的に決まっているのか。事実上は農地ではないのだけれども、ここで16年たってやらなければならない、その辺がよく分からない。

青木農業振興
課長

公共事業等に関しましては、改定があった際に除外の手続きをするという流れになっておりますので、このタイミングで計画から除かせていただいたということです。

西沢委員

白地と言われているところというのは、1種農地とか2種農地とかありますよね。だから2種とか3種が白地と考えてよいのか。

青木農業振興
課長

農地の第1種、第2種、第3種については、農地法の考え方です。農振法の農業振興地域と第1種、第2種、第3種というのが必ずしもリンクしているわけではありません。一般的には青地と言われております緑色の部分は、基本的には第1種農地というふうに捉えていただければよろしいの

ですが、場所によっては第2種農地であっても青地の部分もありますので様々です。

大石委員

農業振興地域は大きくみると、柳瀬と富岡と三ヶ島、そのほか松井とか一部あるのではないかと思うが、この3つの地域の中で遊休農地が一番増えているところというのは三ヶ島か。

青木農業振興
課長

農業委員会の所管となり、持ち合わせていないので分かりません。

大石委員

先ほどの地図で、三ヶ島は特に紫のエリアが多いところだが、柳瀬、富岡、三ヶ島の中でも農地が非常に細分化していて、小さい農地が多くて、しかも農業を続けられない方が多くて遊休地化が進んでいるのではないかと顕著に思う。富岡は農地が広いから、遊休農地があっても中々目につかない分からないところがあるが、三ヶ島は結構見えていて遊休地が多いなと。しかも畑が小さいから借りる方々もそんなにいなくて、減反化を本当に進めないと、これだけ増えてきているとどうなるのかなと思う。特に三ヶ島の方はどういう状況で現実としてどういうふう考えているのか。

青木農業振興
課長

農業委員会の所管となってしまいますのでデータ等は持っておりません。今のエリアの中で、確かに富岡地区や柳瀬地区は比較的まとまった農

地を持った農家が多く、三ヶ島、小手指地区は比較的小さい農地をお持ちで営農されているという方が多いというのは事実です。

石本委員

次の改定はいつ頃になるのか。

青木農業振興
課長

先ほど御説明いたしました、概ね10年先を見据えた計画ということではありますが、特段計画期間は設けておりません。概ね5年に1度の基礎調査を行い、状況を把握していくという定めがありますので、実施していきたいと考えております。

石本委員

先ほど遊休農地の面積を聞いたが、平成11年は20万㎡だったのが令和元年は95万㎡まできている。平成26年は52万7,872㎡だったのがこの5年間で一気に倍近くなったわけある。先ほどの別の説明で平均年齢が60才ということで考えると、例えがいいか悪いかは別にして、役所の定年退職をされた方の年齢が平均年齢なんですよ。そうするとこの計画を作っても現実的はかなり実現性が厳しい部分というのも、当然把握して作られていることになってしまうことになると思うが、その辺は実際改定にあたってどういう議論があったのか。

青木農業振興
課長

現在、国で進めている政策では、担い手を育成していきながら農地を集積し、なるべく広い面積を耕作してもらおうという方向です。

本市のいわゆる新規就農者については、都市近郊という比較的恵まれた状況で、先ほど申しあげました農業委員会が所管している所沢市独自の事業である農地サポート事業、いわゆる貸し手と受け手のマッチングやニーズを探るということも行っており、確かに遊休地化も数値的には多く進んでいるのも事実ですが、また一方で、新規就農者が多い、担い手の方に農地を集約している事実もあります。難しい面はありますが、こうした形で進めていきたいと考えております。

石本委員

別の説明で、この平均所得でいくと、50万円から100万円というのが90経営体であると。一方で一番多いのは300万円から500万円、1,500万円以上は25経営体ということで行くと、新規で就農された方というのは当然面積も最初は少ないだろうから、かなり経済的に苦しいと思う。そういう方というのは、数年でいいけれど、現実、続けているのか。

青木農業振興
課長

まず、新規就農の方は、農業大学校等の研修や農家での研修を受けています。国でも新規就農者に対する準備資金を就農後の経営が安定するまでの間、150万円を最大5年間というような制度もあり、こうした制度を活用しながら営農しているところです。本市の新規就農者については、離農することなく継続していただいております、中には規模を拡大している方も複数いる状況です。

大石委員

土地利用推進エリア及び土地利用検討エリアは、所沢市都市計画マスタープランとの整合性を図っていくと書いてあり分かるのだが、そのほか今後は公共事業においても、例えば一般廃棄物最終処分場とか、例えば民間の誘致で言えば小中学校の誘致、そういった部分というのは今回の振興地域から除外検討とかどのような状況なのか。

青木農業振興
課長

公共事業等については、先ほど御説明いたしましたとおり、改定があった時に除外するという方向性で行っております。また、学校等の誘致の話もありましたが、現時点で計画はあるにせよ具体的には動いていない状況ですのでその方向性を示すのみとしています。除外の要件が満たされれば、その時に申請をいただき除外することは可能であると考えております。

城下委員

改定整備計画案の中の24ページだが、石本委員も遊休農地が非常に増えているという時系列で数字を示しながらお聞きしていると思うが、この24ページの(5)女性農業者の地域農業への参加・協力ということで、これはずっともう長年の懸案だと思うのだが、今回改定にあたってどういう総括をして、次の計画には女性の活躍の場をとという形で、今それぞれ農業をしている農家の方たちも女性の方も結構頑張っていると思うのだが、なかなか意思表示する場には正直言ってまだまだ男性社会かなという

ふうに思っている。その辺のところはどういうふうに総括されて、今回の計画改定にはどういうふうな、ある程度のその政策まで含めて考えているのか、それをお示しいただきたい。

青木農業振興
課長

農業は家族経営が多いという状況であり、女性も多くいらっしゃいます。意向調査の際には、女性団体もありましたので、そういった方々にも話を聞く機会や、もしくは様々な事業の御協力をいただいておりますので、そうした声というのを聞きながら進めているような状況はあります。また、新規就農者の方には女性の方もいらっしゃいますので、そうした方の支援もしていきたいと考えております。

城下委員

先ほどの女性団体の声というのは、そういう団体から話を聞いているのか。農業関係の女性団体の方か。

青木農業振興
課長

農業農村パートナーシップ推進協議会という女性の団体などです。

【質疑終結】

青木農業振興
課長

続きまして、所沢市都市農業振興基本計画について御説明します。これまで市街化区域にある農地については、いわゆる宅地化すべきものという位置づけで扱われてまいりました。しかし、近年の人口減少による開発需

要の低下や、都市農業に対する住民の理解の高まり、東日本大震災を契機とする防災意識の高まりなどにより、市街化区域の農地に対する評価が高まってきており、都市農業振興基本法が平成27年に制定されました。また、こうしたこともあり、市街化区域の農地の位置づけが、都市にあるべきものへと大きく方向転換されました。埼玉県でも都市農業振興計画が平成29年に策定されました。所沢市においては農業振興地域を設定して農業の振興を図っているところですが、一方で、生産緑地を含めた市街化区域内の農地も多く存在しており、市街化調整区域、市街化区域のバランスも取れているというような状況もあります。都市農業振興基本計画の策定については任意ですが、市民生活の隣に農地があり、土に親しみ、人の交流、触れ合いを目指す、本市の農のあるまちづくりと、法律や国の計画との理念が合致しているということがあり、所沢市都市農業振興基本計画を策定することとさせていただきます。

都市農業の現状と課題ですが、本地の農地面積は1,690haであり、このうち市街化区域内の農地は約156haです。市の農地面積の約1割となっております。現状の市街化区域農地の利用状況は、耕作に供されている農地のほか、市の運営している体験農場が7カ所あり、そのうちの5カ所です。また、農家の運営する市民農園が市内5農園中、1農園です。所沢市農産物直売所ガイドマップに記載されている直売所147カ所中50カ所です。

計画の策定に当たっては、市街化区域内の農地の所有者に対して、営農

の状況、所有農地の現状の確認、都市農業についての考え方等を伺うアンケート調査を実施しました。その中で、やはり農業の担い手の高齢化・後継者不足、遊休農地・耕作放棄地の増加等といった農業全般に共通する課題のほか、周辺住環境への配慮等、都市農業における特徴的な御意見もいただいたところです。こうした点を踏まえまして、計画の策定を進めてまいりました。

策定のスケジュールは、特に法の定めがありませんので、農地所有者へのアンケート、懇談会、パブリックコメント、市民説明会等で御意見をいただいております。令和2年4月の施行を目指して現在策定作業を進めているところです。

本市の計画の中では4つの基本方針とそれに基づく施策を設定しまして、地域と調和する都市農業の振興を図っていきます。基本方針1は、都市農地の保全です。都市農地はヒートアイランド現象の緩和、災害時の防災空間、農業体験の場といった形で、市街地だからこそ存在意義があるという意味もあります。都市農地がこれらの役割を果たし、農のあるまちづくりを実現するために、生産緑地の確保と都市農地の保全を図っていきます。基本方針2は都市農業の推進です。農地を守るためには、農業を推進していくということが当然必要となっておりますので、担い手の育成・確保、地産池消の推進、農産物のブランド化の推進等、都市農業の推進を図ります。基本方針3は、都市農業の有する多様な機能の発揮です。都市農地の保全、都市農業の推進を図っていくことで、新鮮で安全な農産物の供

給のみならず、国土環境の保全、農業体験・交流の場などの、都市農業が有する多様な機能を発揮させていきたいと考えております。基本方針4は、都市農業への理解・関心の増進です。都市化に伴う兼業化、混住化が進行する中で、市民の農業に対する理解・関心は都市農業の維持・発展に不可欠です。都市農業に関する制度や施策、多様な機能についての周知を図りながら、農業に対する理解・関心を広めていきたいと考えております。

本市の計画の目的は、都市農業の有する多様な機能を発揮し、農業者と地域住民が共存することによって、都市農業が将来にわたり安定的に継続されること、農地と宅地等が共存する良好な市街地の形成に資することとなっております。先ほど御説明しましたが、様々な機能を発揮することによって、農業者と地域住民、農地と宅地が共存する街にしていきたいと考えております。

計画の対象地については、農業振興地域以外の地域としております。法律では都市農業の定義を市街地及びその周辺の地域において行われる農業とされていること、また、本市では農業振興地域を指定しておりますので、その中で農業振興については定めていること、こうした2点のことから、本市では農業振興地域以外を今回の都市農業振興基本計画の対象範囲とさせていただきます。

都市農業の目的ですが、産業振興ビジョンでも掲げております「農のあるまちとろざわ」を目指してとしました。「農のあるまちづくり」とは、

市民生活の隣に農地があり、農業体験を通じて土に親しみ、収穫の喜びを感じるとともに、農業者をはじめ地域の方々と交流し合うなど、人が自然に寄り添う中で真に豊かな暮らしを実現することです。

主な取り組みですが、都市農業の保全では、優良農地の保全と有効活用の推進を図っています。平成30年には都市農地貸借法が制定され、相続税の納税猶予をしたまま、生産緑地の貸借が可能となりましたことから、耕作の用途だけでなく、観光農園、市民農園等の設置についても推進をしていきたいと考えております。都市農業の推進については、これまで農業振興地域中心であった、担い手の確保を生産緑地等にも広げていきまして、直売等による地産池消を進めながら安心・安全な農産物の供給を目指してまいります。都市農業の有する多様な機能の発揮では、農作業体験、交流の場の創出として、農産物のブランド化を図るとともに、地域住民との交流を通じて生産者と生活者の相互理解を図る「農のあるまちづくり」を目指していきたいと考えております。

都市農業への理解・関心の増進では、市民の方の理解の促進として、各種イベント等の開催、支援、農業情報誌等の発行、様々なPR活動を通じまして、都市農業に関します理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

本計画については、計画期間を定めておりません。これは都市農業振興基本法がいわゆる理念法でして、国や県の計画にも期間の定めがないことから、同様とするものです。しかしながら、計画の進捗状況を踏まえまして、

国や県との調整、計画との整合も図りながら、必要に応じて見直しは図っていきたいと考えているところです。

【質 疑】

石本委員

5年毎で、生産緑地の面積、筆数、農業従事者数は。

青木農業振興
課長

都市計画課の所管ですが、確認をさせていただきました。筆数、農業従事者は把握をしていないということです。生産緑地の面積をお伝えさせていただきますと、平成11年が99.75ha、平成16年が96.50ha、平成21年が90.14ha、平成26年が84.15ha、令和元年が83.86haです。

石本委員

今後の意向調査等はされているのか。また予定はあるのか。もし調査をされているのならその結果について伺いたい。

青木農業振興
課長

都市計画課に確認をいたしました。令和元年8月から9月にかけて生産緑地の所有者の全員に対して特定生産緑地の意向調査の実施をしたところ、生産緑地を所有する288名のうち、231名から回答をいただき、そのうち、75%の方から特定生産緑地への指定の希望ということで回答をいただいているとのことです。

大石委員

先ほどのイチゴの件と抹茶の件を質問したが、抹茶は埼玉県の農業試験場が入間市にある。抹茶の生産レーンを作って、地元の入間、狭山、所沢周辺の茶業者に対して抹茶の生産を広めていこうと埼玉県がやっているわけだが、先ほどの答弁だと、狭山市の方に持って行って生産されているが、その埼玉県との連携は今どんな状況か。

青木農業振興
課長

委員御案内のとおり、入間市にあります埼玉県の茶業研究所は平成30年度に試験的に稼働が始まったということですが、抹茶製造に关します試験研究と技術付与を行うために抹茶製造設備が整備されたということで、まずは研究所内での稼働ということで、現時点では具体的な動きはありません。

大石委員

所沢牛といって畜産を広めようということで、一軒しかないが、そのあたりは結構市民の皆さんが頑張っている。このへんにちょっと書いてほしかったなと思っていたのだが、いかがか。

青木農業振興
課長

具体的な記載というのは計画ですのでなかなか難しいのですが、ただし、6次産業化というのでしょうか、こうしたものや、農商工連携の取り組みというようなものが記載されておりますので、その中で生まれた1つであると認識をしておりますので、今後とも支援していきたいと考えております。

大石委員 都市農業の方のエリアでは、市街化区域でないところというのは何平米ぐらいあるのか。割合的にはどうか。市街化区域は全て都市農業区域になっているのだったか。

青木農業振興課長 エリアの範囲で申し上げますと、市街化区域にある農地はこの計画の対象としております。

大石委員 山口や北野、吾妻とか荒幡の一部は。

青木農業振興課長 久米、荒幡の一部、山口、西武球場を含めた、狭山湖下の水田から東側に向けての調整区域内の農地についても、都市農業振興基本計画の対象となっております。それぞれの農地面積は把握ができておりません。

城下委員 農業振興基本計画、任意であるとはいえ作ったということを私はとても評価している。そういう意味では、県が作って、所沢市も作ってほしいという提案を議会でも何人かの議員が取り上げていたし、この4月から実施されるということだが、大石委員の質問と関連するが、この計画の対象面積というのは今の答弁だと市街化区域の農地だけ、でも市街化調整区域の農地の面積もここに書いてある。この計画の対象の地域となる農地をもう1回確認したい。

青木農業振興課長 先ほどお見せした農業振興地域整備計画の図面ですが、色が塗られている地域を農業振興地域という話をさせていただきましたが、荒幡や久米にも農業振興地域があります。緑色の太線で書いてあるところが農業振興地域になっております。この緑色に示した部分を抜かした全てが都市農業振興基本計画、つまり農業振興地域整備計画と、都市農業振興基本計画の両方で所沢市全体がカバーできるという考え方です。

西沢委員 市街化区域内の農地の、大体半分が生産緑地で、残り半分がそれ以外の農地である。生産緑地以外の農地で利用されているのは、ここに書いてあるような体験農場とか直売所とかあるが、純粋な農地として利用されている割合というのは、生産緑地の指定は受けていないけれども農地として利用している割合はどれぐらいか。

青木農業振興課長 農地以外に転用される場合には農業委員会に届け出する義務がありますので、基本的に耕作されているというふうに理解しております。

西沢委員 実際にその農業委員会の対象になるのだったか。遊休農地の調査の対象か。

青木農業振興 農業委員会の所管となっております。

課長

西沢委員

実際は耕作されている、遊休農地ではなくて、耕作されているのではな
かろうかと。でも宅地並みの課税になってしまうのか。それでも生産緑地
に指定されるよりは農地として使いながらどこかのタイミングをみて、と
いうような感じなのか。

青木農業振興

課長

都市計画課の所管と農業委員会の所管とが重なり合ってしまうのです
が、生産緑地に指定しますと、30年間の縛りが発生します。30年間の
縛りを嫌っている方も多くいまして、それがために生産緑地指定をしない
で、宅地並課税を払いながら農地としておくという方がそのような選択を
されています。基本的にそこから転用して駐車場やアパートに転用したい
場合は、農地法の範疇に入ってきます。基本的な考え方からすれば、農地
として活用しているという考え方になろうかと思えます。

石本委員

先ほどの生産緑地のところで調査をして75%の方が特定生産緑地の
指定を希望しているということだが、裏を返せば25%は希望していない
わけである。西沢委員の質問と関連するけれど、一方で生産緑地への指定
は希望していなくて、宅地並課税を払ってでもという人がいるわけであ
る。テレビで経済番組なんかを見ていると、2020年問題で、不動産価
格とかそんなに影響が出ないという人もいれば、かなり影響が出るという

論者が結構いるわけだけれど、現実、所沢だと、私も新所沢で近くなんかを見ると、駅近で、生産緑地になっているところが多くて、ここを売っちゃおうって考えるだろうとか、気持ちがわかるのだけど、その残りの25%の人というのは売る方向で考えている人も結構いるというイメージなのか。その辺りは細かく調査しているのか。

青木農業振興
課長

都市計画課の調査でして、把握はしていません。

石本委員

でも、わからないというのは確かに縦割りだからしょうがないけれど、その部分がわからないと、この都市農業振興基本計画の策定の肝の部分の1個だと思うのだが、都市計画課とこの都市農業振興基本計画策定の際、どういう議論があったのか。まさかないわけではないだろう。

青木農業振興
課長

計画策定に当たりましては、都市計画課、みどり自然課、農業委員会、危機管理課、関連する課と調整をさせていただいております。今、委員からお話がありましたアンケートの結果については、調整会議が終わった後のアンケート結果でしたので、どういった御意見をいただいたかについては、今のところ把握はしていませんが、ただ、特定生産緑地に指定しますと、10年間の縛りがあります。そうしますとやはり、その段階で、せつかく30年の縛りが抜けたから、やはりこの先の縛りは厳しいかなと考

えている方が多かったのではないかと推測はされます。

城下委員

この計画案を見させてもらったが、それぞれ四角の枠で既存事業を流し込んできているけれど、この計画を策定するに当たって、新たな市民事業とか、そういったものが原課の方で検討があったのか。それから今の石本委員の関連で、新たに10年と伸びるわけであるが、条例も改正して、都市計画審議会もおったわけである。今の話だと、30年の縛りを抜けてまた10年の縛りはちょっとということで、そうなると、延長する人たちが希望者としては減っていくというように見通しているのか。面積は500から300になったけれども、その縛りがある期間が10年更に伸びるということで、そうになってしまうと、農地をあるべきものという形で保全してやっていこうという計画と、うまくマッチしていないように思ってしまったが、そのあたりはどうなのか。

青木農業振興
課長

既存事業ということですが、概要のところでも御紹介させていただいたんですけども、計画設定以前にも市街化農地を活用といいますか、耕作以外にも活用させていただいた事例なども紹介させていただきましたが計画の策定前からの取り組みというものを既存事業ということでまず載せさせていただきました。それから、農業振興地域内において、計画を定めて推進しているところですが、現在は農業振興地域内、こちらにだけ対応しているような助成制度等もありますので、今後については、都市農業

振興基本計画の策定がありますので、こちらの中に対応させるよう検討していきたいとは考えているところです。

城下委員

受けとめ方はどうなのか。とりあえずは30年、ここで期限が切れるから、また更に10年伸ばして保全していこうという考え方か。

青木農業振興
課長

先ほど、生産緑地の関係で75%の方、ということでしたけれども、面積要件等も緩和しているというような状況もありますし、都市計画課の方では随時、相談があった場合については今後も受け付けていくというような流れですので、現時点で75%いっちゃうということは、それなりの人数がいっちゃうのかなと受け止め方をしているところです。

大石委員

確認だが、旧暫定逆線引き地区は、区画整理を進めているエリアはもちろん都市農業のエリアになったと思うが、ならなかった下安松の中央は都市農業のエリアじゃないかと思うが、牛沼と北中の扱いはどのようになっているか。

青木農業振興
課長

牛沼地区、北中地区については、調整区域の方向で都市計画課で進めているところですが、こちらについては、農業振興地域からのつながりもありますので、4月以降、地域の農家の方に意向調査をさせていただきまして、農業振興地域への編入の希望があるかどうかというのを確認させていた

だく予定です。その上で、希望が多かった場合には、農業振興地域の区域を広げていく事も検討していく予定です。

大石委員

では逆に、希望が多くなかったら都市農業振興地域に入るのか。

青木農業振興
課長

現行、都市農業振興基本計画地域の対象地ですので、そこは変更なく都市農業に関する支援をさせていただこうと考えております。

城下委員

関連だが、大石委員が聞いていたけれど、下安松の中央も現行は都市農業地域には入っているという理解でよいのか。

青木農業振興
課長

下安松についても、都市農業振興基本計画の対象地になっております。農業振興地域を広げるかどうかについては、現行の農業振興地域とつながりがないので、そこについては、農業振興地域への編入は検討しておりません。あくまでも都市農業振興基本計画の範囲とさせていただきます。

石本委員

市民農園とか家庭菜園があると思うが、市が指定している市民農園とかはちゃんと市民農園だと思う。実際農家の方が一般の人に貸していると思うが、それは面積とかわかるのか。

青木農業振興
課長

市で行っているのは体験農場という言い方をしており、民間の市民農園は特定農地貸付法に基づいて行っているもので、こちらは市内に5カ所あります。面積は1万3,792㎡です。家庭菜園として貸し付けているというような場合は市への報告義務等がありませんので、把握しているのはイベント等を行っており、JAいるま野が開設している三ヶ島にありますふれあい農園のみです。

石本委員

だからね、私も現実よく聞かれるのが、表向きは確かにそうだったかもしれないと。だけど、遊休農地とかもあるのに、だったらやりたい人にやらせてあげたら遊休農地じゃなくなるわけで、そういうのは、市としては法律上、無理なのか。何とか認定制度をどんどん作って行って、市街化調整区域でも市街化区域でもよいが、畑を守るという意味で、草ぼうぼうにさせるのだったら、まだ個人に貸し付けていった方がよいのではないかと、私は地域的によく聞くのだが、そういうのは無理なのか。

青木農業振興
課長

民間農園が5農園ありますけれども、特定農地貸付法による法制度に則って行うことも当然できますし、農園利用方式と言いまして、農家の方の指導の下に一般の方に入って農地を利用してもらおうという方策もありますので、御相談していただければ、いろいろなことが提案できると考えております。

【質疑終結】

石原委員長

特定事件「農業・商業・工業について」のうち「所沢市農業振興地域整備計画について」及び「所沢市都市農業振興基本計画について」は、審査を終結することによろしいか。

(委員了承)

散 会 (午前11時29分)